

西播磨インフラツアー 企画提案コンペ審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 西播磨インフラツアーを実施するにあたり、企画提案コンペの公平性及び良質な企画を確保し、事業を効率的かつ円滑に遂行するため、西播磨インフラツアー企画提案コンペ審査会（以下「審査会」という。）に関して、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業務委託に係る、企画提案の内容審査及び契約の相手方の特定に関すること。
- (2) その他企画提案コンペに関して必要なこと。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員で組織する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 審査会に会長をおく。

- 2 会長は、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに欠けるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、会長の承認を得て、会議に代理を出席させることができる。また、会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(持回り審査)

第6条 審査会は、その審査事項について急施を要するため、会長において審査会を招集する暇がないと認めるときは、持回りにより審査をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 審査会の会議に参加した者は、会議の内容及び職務上知りえた秘密をもらしてはならない。

(謝金)

第8条 委員が審査会の職務に従事した場合であっても、謝金は支給しない。

(旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、会議等に出席したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(書面審査)

第10条 審査事項の内容により、急務を要するため審査会を招集する暇がないと会長が認めるときは、書面により審査を行うことができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所内に置く。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年7月28日記者発表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は令和8年2月末日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

西播磨インフラツアー
企画提案コンペ審査会 委員名簿

	所属及び役名	氏名
委員	兵庫県西播磨県民局光都土木事務所長 (会長)	菅野 長久
	兵庫県西播磨県民局県民躍動室長 (副会長)	浪花 正典
	兵庫県西播磨県民局県民躍動室元気づくり参事	森本 健
	兵庫県土木部技術企画課長	熊田 登宇
	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長	吉田 圭介